平成31年第1回小国町議会臨時会会議

(第1日)

- 1. 招集年月日 平成31年1月16日(水)
- 1. 招集の場所 小国町隣保館
- 1. 開 会 平成31年1月16日 午前10時01分
- 1. 閉 会 平成31年1月16日 午前10時38分
- 1. 応招議員

1番 穴 井 帝 史 君 2番 大 塚 英 博 君 3番 北 里 勝 君 4番 髙 村 祝 次 君 義 5番 児 玉 智 博 君 6番 時 松 唯一 君 穴 見 まち子 君 7番 8番 松 﨑 俊 一 君 熊 9番 谷 博 行 君 10番 時 松 昭 弘 君 11番 松 本 明 雄 君 12番 渡邉 誠次君

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 穴 井 帝 史 君 2番 大 塚 英 博 3番 北 里 勝 義 君 4番 髙 村 祝 次 君 5番 児 玉 智 博 君 時 松 唯 君 6番 7番 穴 見 まち子 君 8番 松 崹 俊 一 君 熊 博 行 君 時 松 9番 谷 10番 昭 弘 君 11番 松本 明雄 君 12番 渡 邉 誠 次 君

1. 欠 席 議 員

なし

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 藤 木 一 也 君

書記穴井桂子君

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 北 里 耕 亮 君 総務課長小田 宣義 君 教委事務局長 清 髙 泰 広 君 政策 課長 佐々木 忠 生 君 産業課長 木 下 勇 児 君 情報課長 北 里 君 慎 治 税務課長 君 建設課長佐藤 君 橋 本 修 一 彰 治 住民課長 石 原 誠慈 君 福祉課長 生. 田 敬 君 保育園長児玉敦子 君 会計管理室長 小 林 徳 子 君

会議録署名議員の氏名

議長は今期臨時会の会議録署名議員に次の2名を指名した。

 3番
 北
 里
 勝
 義
 君

 10番
 時
 松
 昭
 弘
 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を 1月16日の1日間とする。

1. 町長提出議案の題目

別紙議事日程のとおり

1. 議員提出議案の題目

なし

1. 開議議事日程

午前10時01分、議長は本日の議事日程について次のとおり報告した。 別紙議事日程のとおり

議事の経過(h.31.1.16)

議長(渡邉誠次君) 皆さま、おはようございます。

大変お忙しい中に、平成31年第1回小国町議会臨時会を開催する旨、御案内を申し上げましたところ、議員各位には何かと御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

それでは、開会に先立ちまして北里町長より御挨拶をいただきたいと思います。

町長(北里耕亮君) おはようございます。

平成31年の第1回小国町議会臨時会を開催させていただきましたところ、皆さま方、大変お忙しい中にお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

さて本日、教育長でございますけれども、郡市内の教育長会議のためどうしても出席かなわないということで、申し訳ないということでございます。御理解をいただきたいと思います。

本日の議事といたしましては、平成30年度小国町一般会計の補正予算、それから公共工事請 負変更契約の締結についての2本でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長(渡邉誠次君) ただいま出席議員は12人です。定足数に達していますので、平成31年第 1回小国町議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時01分)

議長(渡邉誠次君) 本日の臨時会の議事日程につきましては、お手元に配付してありますとおり でございます。

議長(渡邉誠次君) 日程第1、「会議録署名議員」を指名いたします。

3番 北里勝義君

10番 時松昭弘君

にお願いをいたします。

議長(渡邉誠次君) 日程第2、「会期の決定」についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(渡邉誠次君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

議長(渡邉誠次君) 日程第3、「議案第1号 平成30年度小国町一般会計補正予算(第6号) について」を議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

総務課長(小田宣義君) おはようございます。それでは、提案理由の説明を申し上げます。議案

集の1ページをお願いいたします。

議案第1号 平成30年度小国町一般会計補正予算(第6号)について

地方自治法第218条第1項の規定により、平成30年度小国町一般会計補正予算(第6号) を別紙のとおり提出する。

平成31年1月16日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、別冊の補正予算書(第6号)をお開き願いたいと思います。

1ページでございます。

平成30年度小国町一般会計補正予算(第6号)

平成30年度小国町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成31年1月16日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

それでは、第1表といたしまして、2ページには歳入歳出それぞれの款項の区分及び金額を記載してございます。

3ページにつきましては、歳入歳出補正予算の事項別明細書となっております。

それでは、歳出のほうから順次説明させていただきます。

4ページをお願いいたします。中段からが歳出になります。2総務費の中の1一般管理費をお願いいたします。13委託料で文書管理システム移行業務委託料を54万円計上させていただいております。これは、データ管理にかかる保守料やサーバー賃借料等の経費削減を目的に、システムの1本化を図るための事前の作業となります。現在までの貯まったデータを抽出して、移し替えられるようにするための事前の作業となっております。

次に9防災情報施設費をお願いいたします。先だっての12月議会でコミュニティFM周波数移行機器更改委託料として1千940万円の補正予算を計上し、承認していただいたところです。この補正予算の計上時点で負担とならないとされていた工事内容分について、今回、新たに負担対象とするとの連絡があっておりますので、負担対象分の460万円を新たに計上させていただいております。したがいまして、コミュニティFM周波数移行機器更改委託料は合計で2千40

0万円となります。前回の説明どおり、周波数の移行に関する費用は携帯電話通信事業者が負担 をするため、町の持ち出しはありません。歳入で事業者からの負担金を全額雑入で計上させてい ただいております。

次に、5農林水産業費をお願いいたします。2農業総務費の中で、農林業地域改善対策事業費補助金返還金を190万円計上させていただいております。これは、相木原豚舎の閉鎖に伴い補助金の残存価格分を国に返還するものです。平成13年度に整備した糞尿施設が対象となっております。

次に、3農業振興費をお願いいたします。19負担金補助及び交付金でくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業補助金を124万2千円計上させていただいております。9月議会で自脱型のコンバイン1台分の補助金486万3千円の承認をいただいておりますが、今回、熊本県から追加配当がありましたので、新たに追加分を計上させていただいております。内訳といたしましては、農事法人が導入いたします田植之機1台分の補助金になります。県が事業費の50パーセント、町が10パーセントを補助するものです。町の持ち出し分につきましては、一般財源を充当する予定であります。

最後に歳入の説明をさせていただきます。

2ページの歳入の項目を御覧ください。今回の補正に対する財源の内訳になります。県補助金と雑入以外で不足する一般財源は、基金から充当いたします。

以上で簡単ではありますが、今回の一般会計補正予算の概要説明をさせていただきました。よ ろしくお願いいたします。

議長(渡邉誠次君) これより議案第1号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

- 5番(児玉智博君) 確認ですけれども、農業振興費の田植え機の補助金について、10パーセントが町の負担ということで、くまもと土地利用型のこの事業については、町だけではなくて市町村が10パーセントを負担しなさいというのが、県の方針なのですか。
- 産業課長(木下勇児君) 県の採択要件として、町が10パーセント上乗せをするというのは要件 にはなっておりません。ただ、採択する基準として町が支援しているかというのはポイントには 加算されて、どの地域の機種が採択になるかというときの審査のポイントにはなりますが、これ がいわゆる、絶対補助を上乗せしなくてはならないというような決まりはありません。
- 5番(児玉智博君) では、その10パーセントというものは何で10パーセントなのかということをお聞かせ願いたいのと、それと他の市町村はどうされているか。そのあたりも調べていらっしゃれば教えてください。
- 産業課長(木下勇児君) まず、農地組合法人かみだ、これについては平成29年9月に小国町で 設立をしております。町のほうは、モデル地区として上田3・4・5部地域を対象にして、約2

年間、地域の方たちと協議をしながら将来の担い手の確保であったり、生産性の向上、そういったものを協議した中で設立した法人であります。町としても、町の中のモデル地区として推進をしてきたところです。そういった地域で共同利用をする機械を購入するということで、県の2分の1の助成がある補助事業で、組合の法人のほうが申請に手を挙げたところです。そのときにコンバインと田植え機を挙げております。その中で、町の支援があるかどうかによって採択のポイントも変わりますし、町としても、そういったモデル地区でもあります。小国の農業の今後の1つのモデル地域としてやっていく中での支援が必要だということで、執行部内部のほうでの協議の中で、前回のコンバイン、今回の田植え機という形で10パーセントの上乗せを行ったところです。

他町村につきましては、すみません、ちょっと確認が取れておりません。

5番(児玉智博君) 基幹産業である農業ですから、町が手厚い支援をしていくということは必要なことではあると思うのですよね。ただ、こういう県や国の事業についても、いろいろ施設や機器購入に対しての補助というものは、今、個人の農家に対してはほとんどなくて、そういう集落型の営農や農業法人、法人化とかそういうものをしていかないと、なかなか国県の補助事業というものはないと思います。そういう中で、やはり小国町を考えたところは、まだまだ個人の農家という方たちが力を発揮している部分というものが多いと思うのですよね。なかなか、そういう基盤整備もできていないところであったり、そういう条件が悪いところを一生懸命、個人の農家さん達がやられている中で、そういう人たちというのは、そもそもがそういう国県の補助金なんていうものは取れませんから、町の上乗せ補助なんていうのも行き届かないと思うのですよ。やはり、これはこれでそういう厳しい中で、そういう法人化ができたところに対して町が補助金を出すことについて、私は何も文句はないのですけれども、同時にそういう個人の農家に対して、じゃあどういう支援をしていくかということも同時に考えていただかないと、それはやっぱりこれから先、行き詰まっていくと思いますので、個人の農家にもしっかりと支援を考えてくださいということを申し上げて、質疑を終わりたいと思います。

産業課長(木下勇児君) おっしゃるとおり、なかなか個人の方の、いわゆる機械導入であったり、機械の更新であったりといったものに対しての補助についても、ないわけではないのですが、それなりにもちろん農家の担い手として、というような要件がいろいろあります。ですが、その中でもまたハードルが高くて、生産性を上げるとか、そういった作業効率化によってどれだけのメリットがあるかというような計画書、もちろん、今回の上田についてもそういった計画書に基づいて提出をして審査を受けて、今回決定をいただいたところですけれども、個人になるとそれがよりハードルが高くなるというふうに認識しております。そういった部分を町が独自の政策として対応するかどうかについては、今後また内部の検討も含めてやっていきたいと思います。

あと直接支払いであったり、多面的機能、このあたりで共同的な部分は若干、地域地域でやっ

ている部分があるかと思っております。

議長(渡邉誠次君) ほかに質疑ございませんか。

7番(穴見まち子君) 上田地区の事業は、1年間を通してみて何か反省点的なものというのは、 機械を使っておられる方、機械を購入の段階のところで何かいろいろなトラブルというのは何も なかったでしょうか。

産業課長(木下勇児君) 共同機械につきましては今回導入をしておりまして、コンバイン、今度 田植え機となりますけれども、まだ実質その機械自体を使用してはおりませんので、来年度から の作付けなり稲刈りのときに機械としては利用する形となります。

7番(穴見まち子君) すみません、田植え機は今度からですけれども、コンバインを前年度使ってみての、これを使っておられる方と部落の方とのいろいろな面でお話の段階で、やっぱり使ってからの、その方は部落のところと違うところも少しはしていると思うんですよね。その段階でいろいろな意見の違いとかはなかったでしょうか。

産業課長(木下勇児君) 申し訳ございません。繰り返しになりますけれども、コンバインも今年 9月に補正をいただいて、実質機械の納入が、正確な日にちはわかりませんが、もう稲刈りが終 わったあとに機械が実際に入っておりますので、まだ今年は稼働はしておりません。いわゆる、 現時点では新しく入ったといった状況です。ですので、その今回共同で利用するコンバインも、 まだ未使用の状態です。

7番 (穴見まち子君) ちなみに、すみません。メーカー品がいろいろありますけど、クボタとか ヤンマーですね、新しい機械というのはどこの業者を使っているのですか。

産業課長(木下勇児君) コンバインについてはヰセキです。田植え機につきましてはこれからになりますけれども、地域の利用者の方々と相談をして最終的なメーカーは決めていきたいというふうに思っております。

議長(渡邉誠次君) ほかに質疑ございませんか。

質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邉誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第1号、平成30年度小国町一般会計補正予算(第6号)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邉誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(渡邉誠次君) 日程第4、「議案第2号 公共工事請負変更契約の締結について(町営住宅 関田団地外壁・屋根改修(建築主体)工事)」についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。

建設課長(佐藤彰治君) はい、それでは議案集の2ページをお願いいたします。

議案第2号 公共工事請負変更契約の締結について

次のとおり公共工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成31年1月16日提出

小国町長 北 里 耕 亮

でございます。

下記のほうで、記としまして

- 1、契約の名称 補第29号、町営住宅関田団地外壁・屋根改修(建築主体)工事
- 2、契約金額 当初契約金額8千370万円。変更契約金額1億221万9千851円。差額としまして、1千851万9千851円増額。
- 3、契約の相手方 熊本県阿蘇郡小国町大字宮原1978番地、株式会社橋本建設、代表取締役 渡邉建英でございます。

それでは別添で建設課資料1というものがお配りしてあるかと思います。そちらのほうで、内容について説明させていただきます。今回の件は昨年8月に本工事を議会の議決を経て契約をしたものでございます。今回、1千851万9千851円の増額ということで変更が生じたものですから、地方自治法の5パーセントを超えた分について再度議会の議決を経るというような手続きでございます。

それでは1ページからお開きください。今回の変更の仮契約書でございます。

それから次のページ、変更契約伺を添付してございます。これは、当初契約設計額等の算出の 根拠を示しているところでございます。

その次のページは、変更工事の施行伺ということで、さらにその次のページ変更理由書ということで添付をさせていただいております。これは環境省の通達によって吹付け工事における施行されたことが明らかな場合には、大気汚染防止法の施行令第3条の3第1号の「吹付け石綿」に該当するものとして取り扱うということでございますので、12月に補正をお願いした際に若干御説明をさせていただいた件で、当初、仕様書において着手前にアスベストの有無を確認するということを、仕様書のほうに謳ってございます。調査をいたしましたところ、1号棟についてはその含有を確認できませんでしたが、2号棟につきまして、その塗料にアスベストが含有されて

いたということが、次のページの検査機関によりましてそういうことが起きたものですから、2 号棟につきましては、あらかじめ本工事を着手する前にアスベストの除去工事を行うということ で、施行をしたものでございます。

それから次のページには、その除去状況ということで2枚の写真を添付してございます。まず、 方法としましては、一応剥離剤というものを外壁のほうに吹き付けまして、飛散を防止するため に封じ込めての状態を施工します。それから、その下の写真ですけれども、今度はケレン棒で剥 ぎ取っていくと、外壁の塗装部分をですね。こうしたものの施行によりまして除去したというよ うな概要でございます。

それから、その次のページからはA3版で図面を添付してございます。それぞれ立面図等々、3枚の図面で用意してございますけれども、今回黄色で色を塗った部分につきましてアスベストの除去工事を施工したというようなことで、示させていただいているところでございます。搭屋においては解体工事も発生しておりますので、まず飛散防止というようなことが非常に重要になってきた工事でございます。ほとんどの東西南北面外壁、それから上げ裏といいましてベランダの裏側です、そういう部分が2ページ目の図面でございます。

それから3ページ目、階段室です。階段室の階段の上げ裏というものもございますので、ほぼ外壁関係全てにおいて今回施行をし、アスベストの除去を行ったということでございます。それによりまして、またちょっと戻りますけれども、変更理由書のほうの中に数量の増減を示させていただいております。主なところは、アスベストの除去の工事が今回の1千800万円のうち、1千500万円ほどがアスベストの除去にかかっております。その他、地震等もありますし、経年経過もございますけれども、外壁のクラック関係がかなり発生をしております。当初は調査段階で1階部分の調査のみで計上させていただいておりましたけれども、本工事契約をしたのちに改めて調査をしたところ547メートルと、当初169メートルのひび割れに対しまして547.2メートルというようなことで、実施数量も上がっているということでございます。アスベストの除去に加えまして、御覧のとおり外壁のクラック補修、この中にはモルタル浮の補修であるとかひび割れの補修、それからばくれつといいまして鉄筋が水・空気に触れた場合に錆びて、モルタルが落下するというようなもの、そうしたものがそれぞれ当初の設計段階によります数量から具体的な調査に移った段階で数量が増えたというようなことで、約200万円ほどその分の費用がかかっていると。合わせて1千851万9千851円というようなことで増額の変更をお願いしたいということでございます。

説明のほうは以上でございます。

議長(渡邉誠次君) それでは、これより議案第2号について質疑に入ります。

質疑ございませんか。

9番(熊谷博行君) 外壁クラック補修の中で、全てですね、1、2、3、数量的には2倍とか3

倍に増えているのに金額はどうして増えていないのかと、ずっと防護ネットが何カ月も張られていますが、地元住民からの苦情やそういうものは全くないのかと。事前に工事説明会は行っていると思いますが、「日が当たらない。洗濯物が乾かない。電気代がかかる。」とか、そういった苦情は起きていないのか、お伺いいたします。

建設課長(佐藤彰治君) 着手前に地元の皆さん、住宅の住民の皆さん、皆さん寄っていただいて 事前の説明会をしております。その中で、質問でおっしゃられるようなことが予想されておりま すので、その旨も併せてその際にお伝えして、防護ネット・養生ネット等で当然光が入りにくく なるし、また洗濯物も非常に大変申し訳ないですが、室内で乾かしていただくことになりますと いうようなことで、予想されるものについて御説明を事前にしております。その際に、特に地元 のほうから苦情というようなものは出ておりませんし、「より良くなることだから協力を」とい うようなことで、そうしたお声をいただいて着手したところでございます。

それからもう1点、数量の件です。数量の件は、特に外壁クラック補修というのは、足場がなければできないことですので、簡易的な方法で、まず1階部分の確認ができる部分ですね、そういう部分を設計段階で目視と現場確認を併せてして、それについて数量的には当初3倍というようなことで、3階建てでございますので、そういったあらかじめの概要で設計をさせていただいております。直接的に足場が全てできないと、各クラックの状況が把握できませんので、そういった意味で当初概算的に1階の資料だけで設計の数字を算出したところでございます。なお、発注後に足場が組み上がったあとにそれぞれもう1回点検をした結果が、こういった数量の増につながっているというふうに思っております。

以上です。

- 9番(熊谷博行君) 質問は、数量が2倍から3倍になっているのに、金額はならないのはどうしてですかという質問でございます。
- 建設課長(佐藤彰治君) それぞれの単価というのが違います。ですので、当然単純に数量が倍になっているから金額が倍になるというようなことではございません。それぞれの項目の単価設定におきまして、最終的に出たそれぞれの金額の積み上げでございますので、そうした中でこのような金額、比例をしないというような状況が発生しているということでございます。
- 議長(渡邉誠次君) ほかに質疑ございませんか。
- 11番(松本明雄君) 今回、古いものだからアスベストが出たと思うのですけれども、小国町も 柏田住宅なんかありますけれども、そのあたりのアスベストの関係は把握はしていますか。

それと同じ仕様書であれば、アスベストが入っていないものと入っているものがあるから、こういう1棟と出たと思うのですけれども、その辺の今後、工事に着手する前に一部を剥ぎ取って出せば先にわかるのではないかと思いますけれども、そこの点はどうでしょうか。

建設課長(佐藤彰治君) おっしゃるとおりでございまして、私どもも今回の件を踏まえまして、

今後、柏田住宅10棟の計画もございます。置き屋根それから外壁の改修等が予定されているところでございまして、おっしゃるとおり今回の件を踏まえまして、塗料にアスベストがあるということはあまり考えにくかったのですけれども、今回の件がございましたので、事前にちょっとアスベスト調査をした上で本工事の発注を考えたいというふうに考えております。以上です。

議長(渡邉誠次君) ほかに質疑ございませんか。

- 6番(時松唯一君) 同僚議員からの質問が出ていますけれども、アスベストは数十年前からいろいる方々に悪影響を及ぼし、またその解決に向けてまだまだ解決していないのですけれども、私の記憶の中には、町関係で仕事をしながらアスベストを肺に貯めている方もいらっしゃいます。そういう事情を、これは建設課ではなくて保健所関係にもなるかと思いますけれども、もう一度精査し、調査し、そして安全性を確かめるときが来ているのではなかろうかなと思いますけれども、町長の見解をお伺いします。
- 建設課長(佐藤彰治君) ちょっと町長に代わりましてお話させていただきますが、おっしゃるとおり、現在既存の建物でもアスベストを含んだものというのは、まだまだあるかと思います。公共施設等は数年前に住宅関係の内部の調査は確かしているというふうに思います。ところが、内部から発見されなくても、今回のような外部に塗料に混入していたというようなこともございますので、今後はそうしたものを事前に、特に公共施設におきまして調査をした上で、必要な施設については除去も含めて検討をしていきたいというふうに思いますし、また国のほうの補助もアスベストに対してはあるようでございますので、今回の件も50パーセント交付金事業で対応するようにしておりますけれども、そうした中で発見に努めていきたいと思っております。以上です。
- 6番(時松唯一君) よく分かりました。私が申し上げているのは、今あるものではなくて、今ままであったものが解体された中で仕事をなされた方々もいらっしゃるわけですよね。結局、その建屋の中で仕事をしながら、その建屋は今はないと。はっきり申しますと、今の滝美園と一緒ですね。滝美園が昔はモクモクと煙を出しながらゴミを燃やしていたと。そこで勤めていた方々のなかには、アスベストを貯め込んでいる職員も何人かいらっしゃる。だから、そういうものに対しての認識をしっかりもう1回調査すべきではなかろうかなということを、私はそれを申し上げているんです。今おっしゃった、今後は当然ないようにするのは当たり前のことですけれども、今までここ数十年、2、30年の間に今のような建て増しもあるし、建物が建ち、今現在に至っているわけです。その前に働いていた方々のなかにも、やっぱりアスベストを貯め込んでいるという方々がいらっしゃいますので、そこら付近のところもしっかり精査していただきたいと。そういうことを申し上げて、ということです。

多分、そういう報告書が出ていないからだろうと思いますけれども、出てなければ私が提出し

てもいいですけれども。そういうこともありますよということを申し上げておきます。以上です。

議長(渡邉誠次君) ほかに質疑ございませんか。

質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(渡邉誠次君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号、公共工事請負変更契約の締結について(町営住宅関田団地外壁・屋根改修(建築 主体)工事)について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長(渡邉誠次君) 全員挙手でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、平成31年第1回小国町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

(午前10時38分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議長

署名議員(3番)

署名議員(10番)

会 議 の 顛 末

1. 会議録署名議員の指名

 3番
 北
 里
 勝
 義
 君

 10番
 時
 松
 昭
 弘
 君

1. 会期の決定

今期臨時会の会期を1月16日の1日間とする。

1.	議案第1号	平成30年度小国町一般会計補正予算(第6号)について
		平成 31 年 1 月 16 日 原案可決
1.	議案第2号	公共工事請負変更契約の締結について
		(町営住宅関田団地 外壁・屋根改修(建築主体)工事)
		平成 31 年 1 月 16 日 原案可決

小国町議会会議録平成31年第1回臨時会

平成 31年 1月 発 行

発行人小国町議会議長渡邉遊談次編集人小国町議会事務局長藤木 一也作成株式会社アクセス
電話(096)372-1010

小国町役場議会事務局

〒869-2592 阿蘇郡小国町宮原1567-1

電 話 (0967) 46-2119